

## G20 提言実施の進捗状況（概要）

### G20 財務大臣・中央銀行総裁会議への FSB からの報告

#### I. 質の高い資本の構築と景気循環増幅効果の抑制

- バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）にて、バーゼルⅡ強化に向けた作業が進捗。
  - 資本の新たな定義の具体案策定作業が進捗
  - カウンターパーティー・クレジット・リスク捕捉の改善作業が進捗
  - 補完的指標として導入されるレバレッジ比率の提案の策定作業が進捗
  - 影響度調査を実施し、水準調整を 2010 年末までに実施する枠組み等に合意
  - バーゼルⅡの景気循環増幅効果の抑制の包括的提案を来年末までに策定予定
  - 国際的流動性基準の具体的な提案は本年 12 月に策定され、来年市中協議の予定
- シニア・スーパーバイザーズ・グループは、2009 年 10 月公表の報告書において、リスク管理実務に関する主要金融機関による自己評価結果を取り纏め、リスク管理への経営陣によるコミットメント強化等の必要性を指摘。

#### II. 会計基準の強化

- 国際会計基準審議会（IASB）は、本年 11 月 5 日に、減損（貸倒引当金）の方法を予想損失モデルに変更する内容の公開草案を市中協議に付したところ。米国財務会計基準審議会（FASB）が検討している減損の方法は IASB とは異なっており、IASB 及び FASB は、この分野における取れんに向けて、新たに IASB に設置される専門家助言パネルにおいても議論の予定。
- 金融商品の分類と測定について、IASB より本年 7 月に公開草案が市中協議に付され、本年 11 月に最終的な基準が公表見込み。最終基準の内容は公開草案から修正される見通しだが、全面時価会計を目指す FASB 案とは異なり、公正価値測定の対象が全ての金融商品に広がるものではない。FASB は、金融商品会計に関する公開草案を 2010 年前半に公表予定。
- IASB は、本年 8 月に続き、プルーデンシャル当局等との対話を 2010 年第一四半期に開催予定。
- IASB 及び FASB は、10 月の合同会合において、会計基準の改善、コンバージェンス達成に向けた合意について再確認し、金融商品等に関する会計基準のコンバージェンスのための基本原則を合意。2011 年 6 月までのコンバージェンス達成のために、2010 年 1 月より、毎月合同会合を開催することを公表。
- FASB は、米国関係者との対話にも引き続き取り組む。

#### III. 報酬慣行の改革

- 多くの国で、FSB の健全な報酬慣行の原則実施基準の適用に向けた取組みに進捗。
- バーゼル委においては、本年 10 月に、FSB 原則適用の経験共有等のため、ネットワークを設置し、また、個社の報酬慣行の監督当局による審査のための評価手法が策定されている。

- 保険監督者国際機構(IAIS)は、FSB 原則に基づいた報酬に関する監督基準を保険業界の特性を踏まえ、策定中。
- 証券監督者国際機構 (IOSCO) は、上場企業の定期開示に関する原則強化の取組みの一環として、報酬決定プロセス等の開示の原則への組み込みについて、2010 年早期を目途に検討。
- FSB は、FSB 原則の実施に関するテーマ別レビューを実施し、2010 年 3 月までに当該レビュー完了予定。

#### **IV. OTC デリバティブ市場の改革**

- OTC デリバティブ市場において、中央清算機関の導入等に向けた取組みが国際的に進捗。主要なデリバティブ取引業者は、本年 9 月に、同年 10 月末までに OTC クレジットデリバティブ、及び同年 12 月末までに OTC 金利デリバティブの中央清算機関を通じた清算を一定程度実行することにコミット。
- OTC デリバティブ監督者会合が、本年 9 月に設立。メンバーは、CDS 取引情報蓄積機関に対する国際的に協調した監督枠組みを策定中。
- 支払・決済システム委員会及び IOSCO は、中央清算機関に関する既存の基準を見直しており、2010 年早期に報告書(案)を策定し、2010 年中旬に作業終了見込み。
- 欧州委員会は、2010 年導入予定の規制案(標準化された契約について中央清算機関を通じた清算を義務付け等)を本年 10 月に公表。米国においても、OTC デリバティブへの規制について引き続き検討。

#### **V. 国境を超えた破綻処理及びシステム上重要な金融機関への取組み**

- FSB は、システム上重要な金融機関に伴う「大きくてつぶせない(Too Big To Fail)」問題に取り組む作業計画を策定。FSB は、破綻可能性及び破綻の影響の軽減、破綻処理能力の向上、金融インフラ強化の各分野の作業を取り纏め、2010 年 6 月の G20 サミットに中間報告、2010 年 10 月に最終報告の予定。

#### **VI. 規制・監督の国際基準の遵守強化**

- FSB は、2009 年末までに、金融の国際基準の遵守強化に向けた枠組みを構築。
- FSB メンバー国間のピア・レビューのプロセスを、2009 年末までに策定。FSB メンバー国は、テーマ別レビュー(特定の基準及び政策に焦点を当て、全メンバー国をレビュー)及び国別レビュー(特定の国における FSAP の勧告事項への実施状況等をレビュー)の実施にコミット。まず、FSB の「健全な報酬慣行に関する原則」に関するテーマ別レビューを実施し、2010 年 3 月までに当該レビュー完了予定。
- FSB は、特に、金融規制・監督に関する国際協調および情報共有の基準の遵守に焦点を当て、非協力国・地域の特定及び当該国・地域の基準遵守の促進に向けたプロセスを策定しており、基準の遵守に関する国際的な評価プロセスへの(FSB 非メンバー国も含めた)各国の参画状況等を取り纏めたところ(Global Snapshot)。
- 更なる審査が必要とされる国・地域を、システム上の重要性及び関連基準の遵守状況

から特定。2010年2月までに、特定基準を適用し、当該国・地域へのレビュー・プロセス及び国際的な金融の基準の遵守を促す措置の項目表を策定。他の方策では十分な進捗を達成しない際には、非協力的国・地域の名称の公表もあり得る。

## **VII. その他**

### **(マクロ健全性の枠組み)**

- 国際通貨基金（IMF）、国際決済銀行（BIS）、FSBは、金融機関、市場、商品のシステム上の重要性の評価にあたっての指針作成に関する検討ペーパーを策定。
- バーゼル委は、マクロ健全性監督について作業部会で検討しており、IAISは、システミック・リスクに対応する政策の枠組みについて策定中。
- IMFスタッフとFSB事務局は、データ収集の強化に関する提言を策定。

### **(ヘッジファンド)**

- 主要国において、ヘッジファンドに関する登録や報告、監督枠組みの法制化作業が進展。各国の取組みの整合性確保のための各国間及びFSB、IOSCOを通じた対話が継続。
- IOSCOは、ヘッジファンドの監督のための原則（本年6月公表）の各国における遵守状況に関して非規制金融事業体タスクフォースにて分析し、2010年に報告書を策定予定。同タスクフォースは、業界におけるベスト・プラクティスの妥当性や、システミック・リスク等の評価に必要な情報の種類についての最終報告書を2010年第一四半期中に作成。

### **(格付会社)**

- 各国（米、EU、日本等）で格付会社に対する監督を強化する取組みが進行中。
- IOSCOは、格付会社との対話を開始。また、各国の規制の枠組みとIOSCO原則との差異について検討しており、2010年第一四半期に報告書を公表予定。さらに、EU、米国、日本間では、規制上の差異について議論するため、二国間対話を継続。
- バーゼル委は、本年12月に、外部格付の利用に伴う問題点への対処案を具体的に提案予定。

### **(監督カレッジ)**

- 30以上の大規模で複雑な金融機関について、監督カレッジを設置。
- バーゼル委は、監督カレッジの運営等に関し、2010年第一四半期に原則等を策定。
- IAISは、本年10月、グループ監督における監督カレッジ利用についての監督上のガイダンスを策定。

### **(危機管理)**

- FSB作業部会は、個々の金融機関の危機管理に関して関係各国当局が定期的に参加する会議の目的や議題等についてのガイダンス等を作成中。FSBは2010年3

月までに、危機対応計画の有効性と、破綻処理計画が「大きくてつぶせない (Too Big To Fail)」問題にどれほど対応できるかについて、1 回目の評価を行う予定。

**(各国における規制・監督上の措置の実施計画のモニタリング)**

- FSB は、G20 及び FSB の提言事項の各国による実施状況のモニタリングのため、FSB メンバー国の専門家から構成されるネットワークを設置。初めの作業として、各政策提言についての各国における実施計画等に関する情報を収集。